

事後評価実施要領（案）

1. 評価対象課題

スーパーコンピュータ「京」の開発・整備を対象に事後評価を実施する。

2. 評価項目

| 評価対象 | 評価項目 |
|------|---|
| 事業全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目標達成状況 ・ 事業の成果 ・ 今後の展望 |

3. 評価方法等

3-1. 課題の評価結果確定までの進め方

(1) 評価の観点等の決定

1月18日

第1回事後評価委員会にて評価の方法を決定

(2) 成果報告票の記入

1月18日から2月4日

実施者（理化学研究所）による成果報告票の記入

2月5日から2月17日

各委員による成果報告票の事前確認

(3) 理研よりヒアリング

2月18日

第2回事後評価委員会にて成果報告票を基に理研からヒアリング、
次回（第3回事後評価委員会）のヒアリング対象を確定

2月19日から2月28日

次回ヒアリング内容の整理、必要に応じ理研において資料作成

3月 1日

第3回事後評価委員会にて、前回のヒアリング結果を基に理研から
ヒアリング（2回目）

(4) 事後評価シートの記入

3月4日から3月11日

委員による事後評価シートの記入

3月12日から3月21日

事後評価シートを取りまとめ、事後評価票（案）を作成

(5) 評価結果（事後評価票）の確定

3月22日

第4回事後評価委員会において、事後評価票（案）を審議し、事後評価票を確定

3-2. 評価の手順、評価の観点及び評価基準

(1) 評価の手順

- ・スーパーコンピュータ「京」の開発・整備について、理化学研究所から提出される「成果報告票」に基づき、全委員によりヒアリングを実施する。
- ・この結果を基に、各委員に事後評価シートの評価項目及び評点を記入していただき、各委員から提出される事後評価シートを取りまとめ、事後評価票として審議を行う。

(2) 評価の観点

- i) 事業の目標の達成状況等について
 - ・本研究開発事業の目標の達成状況はどうか。
 - ・研究開発体制は適切に機能していたか。
- ii) 事業の成果について
 - ・研究開発の成果として独創性・優位性等が得られたのか。
 - ・研究開発成果の利活用は図られているか。
 - ・人材育成は適切になされたか。
- iii) 今後の展望について
 - ・研究結果を踏まえた今後の計画は適切か。
 - ・中長期的な経済的・社会的効果が期待されるか。

(3) 評価（評点）の基準

上記（2）の評価の観点を総合的に勘案し、5～1の5段階で評価する。

- 5 : 事業の目標達成状況等の程度及び成果、今後の展望は大変優れている。
- 4 : 事業の目標達成状況等の程度及び成果、今後の展望は優れている。
- 3 : 事業の目標達成状況等の程度及び成果、今後の展望は十分ではあるが優れていることはない。
- 2 : 事業の目標達成状況等の程度及び成果、今後の展望は十分であるとは言えない。
- 1 : 事業の目標達成状況等の程度及び成果、今後の展望は不十分である。

(4) 評価の取りまとめ

- ・評価シートにおける評価点の採点時のばらつき具合も考慮した上で、評価コメントも踏まえ、総合的に評価（合議評価）を行う。
- ・最終的に取りまとめる事後評価票には、評価点に基づき、総合評価（合議評価）により記載内容を決定する。
- ・評価委員会委員1名以上が著しく悪い評価を行った課題がある場合には、総合的な評価（合議評価）の際、特にその取扱いについて検討するものとする。

4. 評価委員会委員の遵守事項（守秘義務等）

- (1) 申請者に関する事項、評価の過程及び評価の結果については、他に漏らしてはならない。
- (2) 評価の過程で知り得た内容については、これを流用したり、他に漏らしてはならない。
- (3) 評価に関連する書類が他者の目に触れないよう、取扱いには十分注意しなければならない。
- (4) 評価に関連する書類及び電子媒体（CD 又は DVD にてお送りするもの）は、評価票作成終了後、文部科学省の示す方法により全て文部科学省に返却するものとする。
- (5) 評価に関連する電子媒体については、セキュリティ設定（パスワード等）を行うものとする。